

平成29年度
定期監査（第1回）報告書

大網白里市監査委員

監 第 3 4 8 号
平成29年11月27日

大 網 白 里 市 長 金坂 昌典 様
大 網 白 里 市 議 会 議 長 岡田 憲二 様

大網白里市監査委員 大島 有紀子
同 花澤 房義

平成29年度定期監査（第1回）の結果報告について
地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第
9項の規定により次のとおり提出します。

平成29年度定期監査（第1回）報告

第1 監査の対象及び説明聴取期日

監 査 対 象 課 等	説明聴取期日	
会計課・総務課（選挙管理委員会含む）・財政課	10月	25日
市民課（白里出張所含む）・企画政策課・税務課		26日
子育て支援課（保育所含む）・地域づくり課・健康増進課		27日

第2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行。

ただし、必要がある場合は、上記期間以外も対象とした。

第3 監査の期間

平成29年10月6日から平成29年10月27日まで

第4 監査の方法

監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第4項の定めるところにより、財務に関する事務の執行が、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかを主眼とし、必要書類の提出を求めるとともに、主管課長等から説明聴取を実施した。

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行はおおむね適正に処理されているが、以下のとおり改善の必要があるものが認められた。

1 指摘事項

(地域づくり課)

区長会運営費補助金における交付要綱の策定について

各財政援助団体等に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであるから、市の計画、施策に沿うようその公益的目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなしうるよう、補助対象経費及び補助割合などを考慮した交付要綱が必要不可欠である。

前回は指摘事項としたが、引き続きすみやかに区長会における補助金交付要綱を策定し、補助金交付に対し適正化及び効率化を図られたい。

2 意見

(1) 備品を購入する際の随意契約手続きについて

大網白里市財務規則によると、随意契約に係る事務区分一覧（財産の買入れ）では、予定価格が10万円以下の場合の見積徴収業者数は「1社以上」としているため、1者からの見積徴収により備品を購入していることが見受けられた。

これらの契約事務は競争性が働いていないものであることから、今後は、安易に特定の1者から見積徴収をすることなく、業者間の競争性を高めることで、更なる経費節減に努めていただきたい。

(2) 適正な財産管理について

大網白里市財務規則によると、財産管理者は、その所管に属する財産について適正な管理に努めることとなっているが、不動産貸付状況調書より市民に対し宅地進入路として無償で貸付している普通財産が見受けられた。

過去からの経緯が不明瞭な部分が多いため意見に留めておくが、普通財産についてはその貸付状況等を勘案し、貸付料を徴収するか又は売却するなど適正な財産管理を行うよう検討していただきたい。